

## 横浜市子ども青少年局西部児童相談所会計年度任用職員（一時保護係保育士）募集案内

### 1 職務内容

- (1) 保育、生活指導、学習、洗濯、清掃、食事の配膳、その他
- (2) その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

### 2 応募資格

- (1) 次のいずれかに該当すること

ア 保育士の資格を有する者

イ 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ウ 社会福祉士の資格を有する者 ※既に資格要件に規定済み

エ 精神保健福祉士の資格を有する者

オ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号及び次条において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

カ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者

キ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ク 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ケ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの

コ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの

サ 3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

- (2) 次のいずれにも該当しないこと

ア 児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者

イ 過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

### 3 募集人数

1名

### 4 勤務条件および報酬

(1) 任用期間：令和8年7月15日～令和8年12月31日

(2) 勤務時間：7：00～15：30

7：30～16：00

8：00～16：30

8：30～17：00

8：45～17：15

9：45～18：15

10：00～18：30

11：00～19：30

11：30～20：00

12：30～21：00

12：45～21：15

(3) 勤務日：週5日（土、日、祝日、年末年始も含めたローテーション勤務）

(4) 勤務場所：横浜市西部児童相談所一時保護所（横浜市保土ヶ谷区内）

(5) 給与：12,720円／日額

常勤職員の報酬遡及改定に準じて、任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。

(6) 通勤費用：実費相当額を別途支給

(7) 休暇：年次休暇等

(8) 社会保険：横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入。

(9) その他、勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づきます。

### 5 応募・選考方法

(1) 書類提出期限（郵送または持参にてお申込みください）

**令和8年6月29日（月）13時必着**

(2) 提出書類（様式はホームページよりダウンロード、または西部児童相談所窓口でもお渡しします。）

ア 履歴書及び選考申込書（所定の様式）

イ 作文（所定の用紙）

ウ 資格を有していることが分かる書類

※ ご送付いただいた情報は採用選考においてのみ使用します。

※ 申込書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 第一次選考（書類選考）

提出書類により合否決定します。

7 第二次選考（面接選考）

(1) 日程：令和8年7月6日のあらかじめ指定した時間。

第一次選考合格者のみに後日ご連絡します。

(2) 会場：横浜市西部児童相談所

（保土ヶ谷区川辺町5-10／相鉄線星川駅下車 徒歩3分）

8 合否決定通知

選考終了後、郵送にてお知らせします。

9 健康診断

必要に応じ、採用後に健康診断を受診していただくことがあります。

お問い合わせ先・書類郵送先  
横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10  
横浜市西部児童相談所  
担当 安部、佐瀬、三宅、竹内  
電話 045-331-5471